

1、医療

○ 重度障害者医療費支給制度

< 内 容 >

重度の障がい者が医療機関で要する医療費の自己負担分を支給する制度です。この制度は国の制度ではなく地方自治体の事業として実施しています。

< 対 象 >

- ① 身体障害者手帳の1、2級
- ② IQ35以下の知的障がい者(療育手帳A所持)
- ③ 身体障害者手帳の3級でIQ36～50以下の知的障がい者(療育手帳B所持)
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障がい者 ※精神病床への入院は対象外
- ⑤ 65歳以上75歳未満で身体障害者手帳1～3級及び4級の一部の方は後期高齢者医療の相談をしてください

< 費用負担 >

通院500円/月(上限)

入院〔一般〕500円/日(月10日限度)、〔低所得〕300円/日(月10日限度)

< 窓 口 > 須恵町役場 住民課

○ 特定医療費指定難病助成制度(難病の医療費助成)

< 内 容 >

国が指定した難病(指定難病)の方に向けた医療費の助成制度です。

指定難病の医療費の自己負担が3割から2割に引き下げられます。

< 窓 口 > 粕屋保健福祉事務所 健康増進課

○ 腎臓疾患患者福祉給付金

< 内 容 >

夜間人工透析を受けている腎臓疾患患者に対して、通院に伴う交通費の一部を助成する制度です。

< 対 象 >

次のいずれにも該当すること

- ① 夜間に人工透析を1ヶ月間に5回以上受けていること
- ② 身体障害者福祉法に基づく手帳の交付を受けている方であること
- ③ 通院距離(車で片道10km以上)又は通院費用(公共交通機関で1ヶ月2,000円以上又はタクシーで1ヶ月2,000円以上)が一定以上であること

< 制 限 > 所得制限有り

< 窓 口 > 須恵町役場 福祉課

2、日常生活援助

○車椅子の貸し出し

町内在住の在宅の方を対象に短期間の車椅子の貸し出しを無料で行っています。印鑑をご持参のうえ、須恵町社会福祉協議会に申請してください。

○須恵町地域生活支援事業

<相談支援事業>

須恵町は身体障がい者・知的障がい者の方の相談事業を「相談支援センターゆい」(TEL976-2377)に委託し、精神障がい者の方の相談事業を「かけはし」(TEL517-4202)へ委託しています。

<コミュニケーション事業>

聴覚障がいの方を対象に手話通訳の派遣事業を実施しています。社会参加等に参加するために手話通訳が必要なときに利用する事業です。詳しくは須恵町役場 福祉課にお尋ねください。現在は須恵町社会福祉協議会へ委託しています。

<地域活動支援センター事業>

精神障がい者を対象に地域で相談・療育を行う「かけはし」(TEL517-4202)・療育作業を行う「ステップアップ」(TEL938-6702)へ委託しています。利用者負担は無料です。詳しくは須恵町役場 福祉課にお尋ねください。

<移動支援事業>

障がい者を対象にガイドヘルパーが必要なときに利用できる事業です。利用者負担は原則1割負担となっています。詳しくは須恵町役場 福祉課にお尋ねください。

<日中一時預かり支援事業>

障がい者を対象に介護者の急用・休養のために日中施設に預ける事業です。利用者負担は原則1割負担です。詳しくは須恵町役場 福祉課にお尋ねください。

平成23年6月1日より身体障害者手帳もしくは療育手帳を所持している小・中学生を対象に「障がい児放課後対策支援事業」として放課後・長期休みの預かり事業を行っています。

平成27年4月1日より須恵町社会福祉協議会へ委託しています。

○住みよか事業

<内 容 >

在宅の要援護高齢者若しくは障がい者又は同居する世帯に対し、住宅を改造するための資金を助成します。助成限度額は30万円です。

< 対 象 >

- ① 介護保険要介護認定において、要支援及び要介護と認定された方
- ② 身体障害者手帳 1・2 級及びそれ以外の方で、補装具として車椅子等の交付を受けており、町長が必要と認めた方
- ③ 知的障がい者（療育手帳 A または知能指数 35 以下の方）
- ④ 重複障がい者（身体障害者手帳 3 級で知能指数 50 以下の方）

< 制 限 > 世帯生計中心者の住民税及び所得税が非課税に属すること

< 窓 口 > 須恵町役場 福祉課

○ 障害者自立支援給付（居宅介護給付・施設訓練給付）

< 内 容 >

個々の障害のある方及び難病患者の障害程度や勘案すべき事項をふまえ、状況に応じた介護給付・施設訓練等給付が受けることができます。

< 費用負担 > 原則、1割負担。ただし、低所得世帯は収入に応じて月額上限額設定。

< サービス内容 >

□訪問系サービス（在宅生活において介護が必要な方）

居宅介護（ホームヘルプ）・重度訪問介護（重度の肢体不自由者の介護）・行動援護（移動支援）・短期入所（介護者の病気等による短期間の施設入所）・重度障害者等包括支援（常時介護を要する障がい者の介護）・同行援護（視覚障がい者の移動支援）

□日中活動系サービス（施設活動が必要な方）

療養介護（医療機関での看護・介護）・生活介護（日常生活での介護）・自立訓練（自立に必要な訓練）・就労移行支援・就労継続支援

□居住系サービス（施設入所）

共同生活介護（共同生活に関する介護）・施設入所支援・共同生活援助（地域での共同生活援助）

□地域相談支援

地域移行支援（地域に移行するための活動相談）・地域定着支援（単身居住者の緊急の事態等の相談）

□障害児通所支援

児童発達支援（日常生活における指導・訓練）・放課後等デイサービス（生活能力向上のための訓練）・保育所等訪問支援（障がい児以外の集団生活への適応訓練）

< 窓 口 > 須恵町役場 福祉課

3、年金・手当

○ 障害基礎年金

< 内 容 >

被保険者期間中あるいは、60歳から65歳未満の間に初診日がある傷病により障がい者となったとき、または初診日が20歳未満の傷病で障がい者となった場合に支給されます。

< 窓 口 >

須恵町役場 住民課

○ 障害厚生（共済）年金

< 内 容 >

被保険者期間中に初診日のある病気、けがで一定の障害状態になっているときに支給される年金です。障害程度により1～3級まであり、それより軽度の場合でも一時金として障害手当金があります。

< 窓 口 >

社会保険事務所（各共済組合）

○ 心身障害者扶養共済制度

< 内 容 >

加入した保護者が死亡または重度の障害をおった場合に障がい児（者）に対して終生年金を支給します。

< 保護者要件 >

- ① 須恵町に住所を有し、毎年4月1日現在の年齢が65歳未満であること
- ② 特別の疾病また障害がなく、健康状態であること

< 障がい児（者）要件（いずれかに該当） >

- ① 知的障がい児（者）
- ② 身体障害者手帳1～3級所持者
- ③ 精神または身体的に永続的な障害を有する方

< 窓 口 >

須恵町役場 福祉課

○ 障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅障がい児（20歳未満）に対して手当を支給する制度です。所得制限があります。

詳しくは須恵町役場 福祉課まで。

○ 特別障害者手当

< 内 容 >

日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅重度障がい者に対して支給されます。所得制限があります。

< 制 限 >

- ① 社会福祉施設に入所している方は除く。
- ② 病院または診療所に継続して3ヶ月を超える入院している方を除く。

< 窓 口 >

須恵町役場 福祉課

○ 特別児童扶養手当

心身に障害のある児童（20歳未満）の扶養のために、その父母または養育者に対して手当を支給する制度です。所得制限があります。

詳しくは須恵町役場 子ども教育課まで。

○ 児童扶養手当・母子医療

< 内 容 >

身体障害者手帳1・2級をお持ちで、18才未満のお子様を養育している方は、住民課もしくは子ども教育課へご相談ください。

< 窓 口 >

須恵町役場 児童扶養手当・・・子ども教育課 母子医療・・・住民課

4、税金

○ 所得控除（障害者控除）

< 内 容 >

自己もしくは家族が障がい者または特別障がい者の場合に、障害者控除として所得金額から差し引くことができます。

< 対 象 者 >

- ・ 障害者
 - ① 知的障がい者（療育手帳 B）
 - ② 身体障害者手帳 3～6 級
 - ③ 戦傷病者手帳
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳 2～3 級
 - ⑤ 65 歳以上の方で、①、②と同程度の障害に準じるものとして粕屋保健福祉事務所長に認定を受けた方

- ・ 特別障害者
 - ① 知的障がい者（療育手帳 A）
 - ② 身体障害者手帳 1～2 級
 - ③ 戦傷病者手帳特別項症～第 3 項症
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳 1 級
 - ⑤ 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方
 - ⑥ 常に就床を要し、複雑な介護を要する方

< 窓 口 >

確定申告する税務署、源泉徴収の事業所の給与担当

○ 住民税の非課税または所得控除

< 内 容 >

所得のある障がい者、もしくは家族が障がい者の場合に住民税が非課税または住民税の所得控除ができます。

< 対 象 者 >

所得税の控除対象者と同じ

< 窓 口 >

須恵町役場 税務課

○ 自動車税、自動車取得税の減免・・・詳しくは東福岡県税事務所へ

- **軽自動車税の減免**（納期限の7日前まで）・・ 詳しくは須恵町役場 税務課へ
身体障害者手帳交付日の月の属する年度の翌年度分から減免になります。

- **定期預金等の利子非課税**

350万円までの定期預金等の利子に対する課税が非課税貯蓄申告書等を提出することにより非課税になります。詳しくは金融機関・郵便局へ

- **相続税の控除**

相続又は遺贈により財産を取得した相続人が70歳未満の障がい者である場合には、相続税額から障害者控除として一定の金額が控除されます。詳しくは香椎税務署へ

- **贈与税の非課税（特別障害者扶養信託）**

特別障害者とその家族や家族以外の個人から金銭等の贈与を受ける場合には、6,000万円までが非課税となります。詳しくは各信託銀行等へ

- **ゴルフ場利用税の非課税**

障がい者がゴルフ場を利用する場合は、ゴルフ場利用税が非課税となります。
詳しくはゴルフ場の受付へ

- **視力障害者の個人事業税の非課税**

重度の視力障がい者が「あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復」の事業を営む場合、個人事業税が非課税になります。
詳しくは県税事務所へ

- **在宅酸素濃縮器使用に対する電気料助成事業**

在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい者の健康維持とその福祉の増進に資することを目的とし、酸素濃縮器の使用に係る電気料金の一部を助成します。
詳しくは須恵町役場 福祉課までお尋ねください。

5、移動・交通

○JR 各社（バス含む）の障がい者運賃割引実施状況

第一種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳 A）

対 象	種 類	割引率	割引特記事項	購入条件
本 人 (単独時)	普通乗車券	5 割	片道 100k m 超える利用のみ バスは距離制限なし	手帳呈示
	回数券	無		
	定期券	無		
	普通急行券	無		
本人＋ 介護者 1 名 (介護者 同伴時)	普通乗車券	5 割	距離制限なし	手帳呈示
	回数券	5 割	バスは割引なし	手帳呈示
	定期券	5 割	小児定期乗車券の割引なし	手帳呈示
	バス定期券	3 割	介護者は通勤定期乗車券を適用	手帳呈示
	普通急行券	5 割		手帳呈示

第二種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳 B）

対 象	種 類	割引率	割引特記事項	購入条件
本 人 (単独時)	普通乗車券	5 割	片道 100k m を超える利用のみ バスは距離制限なし	手帳呈示
	回数券	無		
	定期券	無		
	普通急行券	無		
本人＋ 介護者 1 名 (介護者 同伴時)	普通乗車券	無	距離制限なし	
	回数券	無	バスは割引なし	
	定期券	5 割	小児定期乗車券の割引なし	手帳呈示
	バス定期券	3 割	12 歳未満の障害者の介護者のみ通勤定期乗車券を適用	手帳呈示
	普通急行券	無		

○ 西鉄電車・バスの障がい者運賃割引

第一種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳A）・精神障害者保健福祉手帳1級

対 象	種 類	割引率	割引特記事項	購入条件
本 人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	現金	5割	バス利用時のみ適用	手帳呈示
	ニモカ	5割	バス利用時のみ適用	手帳呈示
	定期券	5割	小児定期券の割引なし	手帳呈示
本人＋ 介護者 1名	普通乗車券	5割		手帳呈示
	現金	5割	バス利用時のみ適用	手帳呈示
	ニモカ	5割	バス利用時のみ適用	手帳呈示
	定期券	5割	通勤定期券を適用	手帳呈示

第二種身体障がい者・知的障がい者（療育手帳B）・精神障害者保健福祉手帳2級及び3級

対 象	種 類	割引率	割引特記事項	購入条件
本 人	普通乗車券	5割		手帳呈示
	現金	5割	バス利用時のみ適用	手帳呈示
	ニモカ	5割	バス利用時のみ適用	手帳呈示
	定期券	5割	小児定期券の割引なし (バス利用時のみ適用)	手帳呈示
本人＋ 介護者 1名	普通乗車券	無		
	現金	無		
	ニモカ	無		
	定期券 (一部適用できない定期券もあります。)	5割	12歳未満の障害者の介護者のみ通勤定期券を適用	手帳呈示

○ 福岡市地下鉄の障がい者運賃割引

身体障害者手帳・療育手帳所持者は手帳呈示により「5割引き」になります。

○ 国内線航空運賃の割引・・・利用される航空会社へお問合せください。

○ 船舶運賃の割引・・・利用される船舶会社へお問合せください。

○ タクシー運賃の割引・・・手帳呈示によりタクシー料金の一部割引を受けられます。

○ 自動車運転免許取得事業

自動車運転免許の取得により就労等が見込まれる身体障害者手帳4級以上で指定の自動車学校での免許取得をされた方に対して、費用の一部（10万円）を助成します。

詳しくは須恵町役場 福祉課までお尋ねください。

○ 自動車改造助成事業

就労等のため、身体障がい者自らが所有し運転する自動車の運行上に必要な改造について、費用の一部を助成します。ただし所得制限があります。

詳しくは須恵町役場 福祉課までお尋ねください。

○ 駐車禁止除外指定車標章

歩行困難な身体障がい者や重度の知的障がい者（児）で、このステッカーの交付を受けた場合、駐車禁止場所に他の交通に妨げにならない限り駐車できます。

詳しくは粕屋警察署へお尋ねください。

○ 交通信号機視覚障害者用付加装置の設置

音により、視覚障がい者に対して歩行者用信号機が青色であることを知らせるための装置の設置ができます。詳しくは粕屋警察署へ

○ 身体障がい者補助犬の無償貸与

視覚障がい者に対して盲導犬を無償貸与する制度です。

詳しくは財団法人 九州盲導犬協会（TEL092-714-3169）

6、スポーツ

○ 福岡県身体障害者体育大会

スポーツを通じて体力の維持増強及び残存能力の向上、身体障がい者スポーツの振興を図るため体育大会を行っています。

詳しくは、福岡県障害者スポーツ協会へお尋ねください。

○ ときめきスポーツ大会

知的障がい者（児）がスポーツに参加することを通じて、体力の維持・増強を図るとともに、社会の知的障がい者（児）に対する理解と認識を深め、知的障がい者（児）の自立と社会参加の促進を寄与するために行っています。

詳しくは、福岡県障害者スポーツ協会へお尋ねください。

○ 全国障害者スポーツ大会の派遣について

5月に行われる県の身体障害者体育大会に出場し、優秀な成績を収めた選手と、9月に行われるときめきスポーツ大会に出場した選手の記録を参考にして全国障害者スポーツ大会へ県選手団を派遣します。

詳しくは、福岡県障害者スポーツ協会へお尋ねください。

○ 障害者スポーツ・レクリエーション教室

スポーツ・レクリエーションを楽しめる機会をつくり、健康維持・増進・機能の向上等を図るとともに、障がい者の自立と積極的な社会参加を目的とする教室を開催しています。

詳しくは、福岡県障害者スポーツ大会へお尋ねください。

○ 障害者関係体育施設

障がい者の体育の振興等をはかるため、設備等を配慮し、また専門の指導員がスポーツ等の指導を行っています。

施設名	住所	電話番号
クローバープラザ	春日市原町 3-1-7	092-584-1212
サリアビリティーズ おおむた	大牟田市大字手鎌 1380-3	0944-51-0876
サリアビリティーズ いいづか	飯塚市大字粕の森 956-4	0948-29-3087
北九州市障害者スポーツセンター	北九州市小倉南区春ヶ丘 10-5	093-922-0026
福岡市立障がい者スポーツセンター	福岡市南区清水 1-17-15	092-511-1132

7、仕事

○ ハローワーク福岡中央（公共職業安定所）

障がい者の就職や採用についての相談を行っています。

○ 職場適応訓練

障がい者の能力に適した作業について6か月以内、県知事が委託した事業所で訓練を受ける制度です。詳しいことは、ハローワーク福岡中央へお尋ねください。

○ 福岡障害者職業センター

障がい者、及び事業主に対して、ハローワーク等の関係機関との連携の下、次の職業リハビリテーションサービスを実施しています。詳しくはハローワーク福岡中央へ

○ 福岡障害者職業能力開発校

障がい者に対し、職業に必要な知識や技能を計画的に習得させ、障がい者の職業の安定と自立を図るとともに経済及び社会の発展に寄与する人材を養成するための職業能力開発を実施しています。お問合せはTel093-741-5431へ

○ （社）福岡県障害者雇用促進協会

障がい者の雇用の促進について、事業主に対する啓発、指導、援助を行い、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的に事業主団体として設立したものです。

詳しくはTel092-473-7685へ

○ 障害者就業・生活支援センター

直ちに就職することが困難な障がい者を職業準備訓練や職場実習へ斡旋し、就職に向けての支援を行います。詳しくは障害者就業・生活支援センター「ちどり」(Tel 092-940-1212)もしくは障害者就業・生活支援センター「野の花」へ (Tel 092-713-0066)へ

8、療育・訓練

○ 身体障害者巡回相談

障害者更生相談所に来所することが困難な障がい者のために年に1回巡回して、補装具交付の判定を行っています。日時及び開催場所は「広報 すえまち」でお知らせします。お問合せは須恵町役場 健康福祉課まで。

○ オストメイト社会適応訓練事業

ストマ用装具の装着者に対して、装具の正しい使用方法、社会生活に必要な基本的事項についての訓練指導を行います。詳しくは、福岡県 日本オストミー協会福岡県支部まで。

○ 音声機能障害者発声訓練・指導者指導事業

疾病等により喉頭を摘出した音声機能喪失者に対して、発声訓練を行うとともに、その指導に携わる指導者の養成を行います。詳しくは、福岡県身体障害者福祉協会まで。

○ 聴覚障害者等生活訓練

聴覚障がい者等に対し、社会生活に必要な知識について訓練指導を行います。詳しくは、福岡県障害者社会参加推進センターまで。

○ 知的障害者生活訓練事業

知的障がい者が地域で日常生活を送るうえで必要な知識の習得及び技術を身につけるため訓練、指導を行います。詳しくは、福岡県障害者社会参加推進センターへ。

○ 身体障害者福祉機器等操作訓練事業

身体障がい者の日常生活での福祉機器の利用・活用訓練を講習会・展示等の方法により行います。詳しくは、福岡県身体障害者福祉協会へ。

○ 在宅肢体不自由児等療育講座

在宅の肢体不自由児（乳幼児が主体）及び保護者等を対象にして専門スタッフによる機能訓練、診断を行い、身体機能の回復を図ります。詳しくは、福岡県肢体不自由児協会へ。

○ 心身障害児（者）外来療育等指導（相談）事業

指定施設において、在宅の障がい児（者）及びその保護者に対し、外来の方法により障害に関する各種の相談に応じ、家庭療育に関する必要な助言・指導等を行います。

詳しくは、福岡県立粕屋新光園へ。